

入 札 公 告

下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第5条の規定により公告する。

令和7年2月28日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務委託 一式
- (2) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市光が丘1番地）
- (3) 概 要 入札説明書、公立大学法人福島県立医科大学附属病院院内物流管理業務委託仕様書のとおり
- (4) 納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 応募者は、仕様書のすべての業務を実施可能な者とする。
- (2) 福島県（以下「県」という。）の定める「物品購入競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 本学及び県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (8) 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

- (9) 役員等が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (10) 500床以上の病院において、診療材料、医薬品、検査試薬の一括調達業務を含む物流管理業務を3年以上継続委託している実績を有していること。
 - (11) 本業務を受託するに当たり、関係法令に基づく資格等を有していること。
ただし、本業務稼働前に関係法令に基づく資格等を取得する場合において、その内容や計画の提出があった場合は、この限りではない。
 - (12) 緊急時に対応が可能な体制を整えられること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、2に掲げる資格を有することを証明するに足りる書類を次に掲げる期間までに提出し、当該資格の確認の申請をすること。
- なお、次に掲げる期間までに当該申請を行わなかったときには、当該資格は得られない場合がある。
- (1) 提出期限
 - 令和7年3月10日(月)午後5時まで
 - 郵送による場合も令和7年3月10日(月)午後5時まで必着。
 - (2) 提出場所 〒960-1295 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院医事課
電話：024-547-1030
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
- (1) 場所 3に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書の交付は公立大学法人福島県立医科大学公式ホームページにおいて公開する。
 - (2) 期間 令和7年2月28日(金)～令和7年3月17日(月)
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年3月17日(月)午前10時00分
 - (2) 場所 公立大学法人福島県立医科大学
附属病院2階 カンファランス2
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 - 契約細則第9条第1項第2号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。
 - (2) 契約保証金
 - 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

8 契約の内容

契約書(案)による。

9 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、令和7年4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。